

平成19年第3回太良町議会（臨時会第1回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成19年8月13日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成19年8月13日 9時28分			臨時議長	木下繁義
	閉会	平成19年8月13日 10時32分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	1番	所賀 廣	2番	山口 巖	3番	平古場公子
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 大岡 寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	木下 慶猛	税務課長	桑原 達彦		
	収入役	矢壁 稔	建設課長兼土地改良課長	永瀨 孝幸		
	教育長	陣内 碩泰	収入役室長	坂本 豊		
	総務課長	岡 靖則	支所長	新宮 義晃		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	中島 末博		
	財政課長	大串 君義	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	公民館長	寺田 恵子		
健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	毎原 哲也			
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成19年 8 月13日（月）議事日程

開 会（午前 9 時30分）

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 選挙第 2 号 議長選挙について  
（追加日程）
- 日程第 3 議席の指定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 会期の決定について
- 日程第 6 選挙第 3 号 副議長選挙について
- 日程第 7 選挙第 4 号 常任委員の選任について
- 日程第 8 選挙第 5 号 議会運営委員の選任について
- 日程第 9 選挙第 6 号 杵藤地区広域市町村圏組合議会の議員選挙について
- 日程第10 選挙第 7 号 鹿島・藤津地区衛生施設組合議会の議員選挙について
- 日程第11 選挙第 8 号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙について
- 日程第12 選挙第 9 号 佐賀県西部広域環境組合議会の議員選挙について
- 日程第13 議案第50号 監査委員の選任について
- 日程第14 議案第51号 平成19年度太良町立大浦中学校屋内運動場増改築工事請負契約の締結について

---

午前 9 時28分 開会

### ○議会事務局長（松本 太君）

皆さんおはようございます。議会事務局長の松本です。臨時議長が就任されるまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

まず、町長のあいさつをお願いします。

### ○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。去る 7 月29日に執行されました太良町議会議員選挙におきまして、御当選を果たされました12名の議員各位をお迎えいたし、慎んでごあいさつを申し上げます。

今回の選挙につきましては、平成16年12月議会において、昨今の厳しい財政状況等を考慮され、議員定数を16名から12名に削減されての選挙戦でございました。このたび選挙人の信任を得られました議員各位に対して、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

さて、現在、国の骨太の方針による地方交付税の急激な削減が地方自治体の行財政運営に多大な影響を及ぼしておりますことは御承知のとおりでございます。また、地方分権の推進、

道州制の議論も進みつつあり、基礎的自治体として市町村のあり方が今後ますます問われることと認識をいたしております。

このような時代の潮流の中で、町民の皆様の負託にこたえていくためには、太良町の現状確認、町が抱える行政課題等について町民の皆様と情報を共有しながら、議会と執行部が行政推進の両輪となって町づくりに邁進すべきと認識をいたしております。

幸いにしまして、清新で、はつらつたる皆様方をここにお迎えいたし、大いなる力を得た喜びを感じておるところでございます。

議員各位におかれましては、町勢発展のために、ますます御健勝で御活躍をいただきますことを祈念申し上げまして、粗辞でございますが、私のごあいさつとさせていただきます。

#### ○議会事務局長（松本 太君）

ありがとうございました。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の木下繁義議員を紹介します。

木下議員、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長、議長席に着く〕

#### ○臨時議長（木下繁義君）

ただいま紹介を受けました木下繁義でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから平成19年第3回太良町議会臨時議会第1回を開会いたします。

本日の会議をただいまから開きます。

#### 日程第1 仮議席の指定について

#### ○臨時議長（木下繁義君）

日程第1. 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

#### 日程第2 選挙第2号

#### ○臨時議長（木下繁義君）

日程第2. 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○臨時議長（木下繁義君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名したいと思っております。これに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○臨時議長（木下繁義君）**

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

議長に坂口久信君を指名します。

お諮りします。ただいま臨時議長が指名いたしました坂口久信君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○臨時議長（木下繁義君）**

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました坂口久信君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました坂口久信君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選されました坂口久信君に当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

坂口久信君、壇上のほうにおいでください。

**○議長（坂口久信君）**

皆さんおはようございます。一言ごあいさつを申し上げます。このたびは不肖私が議員の皆様方の御推挙によりまして、再び太良町議会議長の要職につくことになりましたことは、まことに身に余る光栄でございます。ありがとうございます。心より感謝を申し上げる次第でございます。

私は、みずからの浅学非才を省みまして、責任の重大さを一層痛感いたしておりますが、ここに皆様方の御推挙を受けました以上は、公正に、また、円満に議会を運営していくことはもちろん、太良町発展と町民の福祉の推進に誠心誠意努力をしていく覚悟でございます。何とぞ同僚の議員の皆様、また、町長を初め執行部各位におかれましても、旧に倍する御支援、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

**○臨時議長（木下繁義君）**

これをもって臨時議長の職務を全部終了いたしましたので、議長と交代をいたします。

御協力、皆さんありがとうございました。

坂口議長、議長席にどうぞお願いします。

〔議長、議長席に着く〕

**○議長（坂口久信君）**

議長の選挙が終わりました。

ただいまより議長の職をとらせていただきます。

追加議事日程についてお諮りをいたします。議案集の5ページに追加議事日程があります

ので、ごらん願います。

本追加議事日程により議事を進めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、追加議事日程により議事を進めさせていただきます。

### 日程第3 議席の指定について

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議席番号を事務局に朗読させます。

○議会事務局長（松本 太君）

それでは、申し上げます。

1番所賀廣議員、2番山口巖議員、3番平古場公子議員、4番は議長の坂口久信議員、5番牟田則雄議員、6番川下武則議員、7番見陣泰幸議員、8番久保繁幸議員、9番末次利男議員、10番山口光章議員、11番下平力人議員、12番木下繁義議員。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ただいまのとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席に名札を持ってお移りください。

### 日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第4. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として所賀廣君、山口巖君、平古場公子君、以上3君を指名いたします。

### 日程第5 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第5. 会期の決定についてを議題といたします。

今期臨時会の会期につきましては、本日1日としております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日1日と決定いたしました。

### 日程第6 選挙第3号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に下平力人君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました下平力人君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した下平力人君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました下平力人君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました下平力人君に当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

下平力人君、演壇のほうにおいでください。

○副議長（下平力人君）

皆さんこんにちは。ただいま御指名いただきました下平でございます。副議長という大役を仰せつかったわけでございますけれども、非常に重責と、そしてまた、凍りつくような心境でここに立たせていただいております。

副議長の仕事といたしまししょうか、これはあくまでも議長の補佐ということになっておりますので、一所懸命できる限りのことをやってまいりたい。そしてまた、皆さん方の御協力をいただきたいというふうに思っております。どうか今期が、定員16が4名減の12になりました。聞くところによれば、議員が減って大変だなということも聞きますけれども、皆さんが心をつにして頑張っていただければ、この期が終了したときは、よくやってくれたと、町民の皆さん方から喜んでいただけるようなことになるんじゃないかと、私ども一所懸命、行政、そしてまた、議員の皆さん方の御指導、御鞭撻を賜りながら頑張ってまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

日程第7 選挙第4号

**○議長（坂口久信君）**

日程第7. 常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、総務常任委員に1番所賀廣君、3番平古場公子君、7番見陣泰幸君、8番久保繁幸君、9番末次利男君、それに私4番、坂口久信。

経済建設常任委員に2番山口巖君、5番牟田則雄君、6番川下武則君、10番山口光章君、11番下平力人君、12番木下繁義君。

以上のとおりそれぞれ指名をしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

**日程第8 選挙第5号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第8. 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によつて、7番見陣泰幸君、8番久保繁幸君、9番末次利男君、10番山口光章君、12番木下繁義君。

以上のとおり指名したいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時46分 休憩

午前9時57分 再開

**○議長（坂口久信君）**

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、ただいまから会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、御報告をいたします。

総務常任委員会委員長に末次利男君、副委員長に見陣泰幸君。

経済建設常任委員会委員長に山口光章君、副委員長に木下繁義君。

議会運営委員会委員長に木下繁義君、副委員長に見陣泰幸君。

以上のとおり互選されました旨の報告がありました。

#### 日程第9 選挙第6号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第9. 杵藤地区広域市町村圏組合議会の議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

杵藤地区広域市町村圏組合議会の議員に私、坂口久信を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長により指名しました私、坂口久信を杵藤地区広域市町村圏組合議会の議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、坂口久信が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選しました。

ただいま杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました私、坂口久信が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

#### 日程第10 選挙第7号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第10. 鹿島・藤津地区衛生施設組合議会の議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

鹿島・藤津地区衛生施設組合議会の議員に下平力人君及び私、坂口久信を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長により指名いたしました下平力人君及び私、坂口久信を鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました下平力人君及び私、坂口久信が鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員に当選されました下平力人君及び私、坂口久信が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

**日程第11 選挙第8号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第11. 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員に私、坂口久信を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました私、坂口久信を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、坂口久信が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました私、坂口久信が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

## 日程第12 選挙第9号

### ○議長（坂口久信君）

日程第12. 佐賀県西部広域環境組合議会の議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

佐賀県西部広域環境組合議会の議員に私、坂口久信を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長により指名いたしました私、坂口久信を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、坂口久信が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました私、坂口久信が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

## 日程第13 議案第50号

### ○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第50号 監査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

### ○町長（岩島正昭君）

議案第50号について、御提案いたします。

監査委員の選任についてであります。議会議員の中から選任しておりました監査委員が、本年8月10日をもって任期満了となりましたので、下記の者を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

記、住所、佐賀県藤津郡太良町大字大浦丙614番地、氏名、久保繁幸、生年月日、昭和25年11月25日。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

以上で提案理由の説明は終わりました。

久保繁幸君は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので、退席を求めます。

〔久保繁幸議員退場〕

**○議長（坂口久信君）**

議案第50号について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。議案第50号 監査委員の選任について、本案に同意することに賛成の方、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

久保君を入場させてください。

〔久保繁幸議員入場〕

**日程第14 議案第51号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第14. 議案第51号 平成19年度太良町立大浦中学校屋内運動場増改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

**○町長（岩島正昭君）**

議案第51号は、平成19年度太良町立大浦中学校屋内運動場増改築工事請負契約の締結についてでございます。

本案は、平成19年8月6日に指名競争入札の結果、195,888千円で、佐賀県伊万里市松島町100番地1、黒木建設株式会社、取締役社長黒木祐一郎が落札されたので、請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

参考までに指名業者を申し上げます。

中島建設株式会社、株式会社栗山組、高木建設株式会社、増田・肥前建設工事共同企業体、木下・峰下建設共同企業体、五光建設株式会社、株式会社栗原建設、前田建設工業株式会社、株式会社峰組、松尾建設株式会社、これは武雄のほうです。株式会社本山建設、株式会社橋口組、株式会社中野建設鹿島営業所、黒木建設株式会社、株式会社上滝建設、株式会社建設センター、以上16社でございます。

次に、工事概要を申し上げます。

建築主体工事一式、機械設備工事一式、屋外附帯工事一式、体育器具工事一式。

工期については、議決日の翌日から平成20年3月21日までとなっております。

参考のために、予定価格を申し上げます。

予定価格については、231,000千円で設定をいたしております。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

以上で提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。

**○10番（山口光章君）**

この入札の件でございますけれども、大体16社ぐらいですかね。今回に及んで非常に入札のあれが多いというような傾向にも思いますけれども、実際、競争の原理を使ってやるということは十分必要性があるだろうと思いますけれども、今回16社というような、割と多いというふうな感じを受けましたので、そこら辺をちょっとお伺いします。

**○建設課長（永渕孝幸君）**

お答えいたします。

今回指名いたしました16社につきましては、議員おっしゃるように多いかもしれませんけれども、県内の建設工事等級格付に基づきまして、建築A等級の業者と鹿島土木管内に所属するもの及び佐賀、伊万里土木管内で太良町に入札の実績のあるものをもって今回指名いたしております。それで、該当するものを指名したときは16社になったというふうなことでございます。

以上です。

**○8番（久保繁幸君）**

16社入札額が決まっておりますが、この16社、大変だと思いますが、各金額を教えてくださいませんか、入札の金額を。

**○建設課長（永渕孝幸君）**

それでは、落札順に申し上げます。

まず、先ほど申しました黒木建設が一番札でございます、195,888千円、それから、2番目が中野建設鹿島営業所207,690千円、3番目、株式会社建設センター207,900千円、それ

から4番目、木下・峰下建設共同企業体210,000千円ちょうどです。5番目、中島建設株式会社212,835千円、6番目、増田・肥前建設工事共同企業体214,200千円、もう1つ同業者がおりまして、株式会社上滝建設214,200千円です。それから8番目、株式会社栗山組220,500千円、9番目、株式会社橋口組です。225,750千円。10番目、株式会社峰組226,275千円、11番目、前田建設工業株式会社226,590千円、12番目、高木建設株式会社227,745千円、13番目、松尾建設株式会社、これは武雄市です、先ほど町長が申しました。227,850千円。14番目、株式会社栗原建設228,480千円、15番目、五光建設株式会社228,795千円、16番目、株式会社本山建設237,300千円です。ここは予定価格よりちょっとオーバーしております。

以上、この16社につきましては、先ほどちょっと言葉足らずだったわけですがけれども、杵藤管内のA級、特A、そういった業者を指名しております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○6番（川下武則君）

落札率は何パーセントぐらいになっていますか。

○建設課長（永渕孝幸君）

落札率は、設計額がまず244,776千円ですので、80%ですね。

以上です。

○6番（川下武則君）

80%の落札率で、きちっとした品質管理とか安全管理とかが保てますかね。

○建設課長（永渕孝幸君）

そこにつきましては、業者のほうの努力だろうと思います。しかし、先日、実は社長がお見えになったときに粗雑行為とか、そういったことは決してあってはならないといったことで話もしておりますし、落札率が低かったから、そういった面に影響を及ぼすような工事の手抜きをやってみたりとか、そういうことは一切ないように厳重に町長と一緒にお願いをし、指導もしております。

また、これからも、特に現場等にも担当者あたりが足を運びまして、幾度となく状況を見ながら、また、業者のほうとも打ち合わせをしながら、確かに大きな工事で工期が若干厳しいかなというところもございます。しかし、そういった養生期間とかなんかもぴしゃっととっていただいて、そして、工期内に完了していただくようなお願いは一応しているところでございます。もしもそういった途中で状況が何かあったときはすぐ町のほうにも報告していただいて、町と協議するような形をとっております。

以上です。

○10番（山口光章君）

建設のほうはそのようなぐあいだったでしょうけれども、電気のほうですね、6社で入札されておる、電気工事のですね。宮園さんが98,880千円と、61.75%と非常に低いと思えますけど、そこら辺はどのようなあれですか。

**○建設課長（永渕孝幸君）**

お答えいたします。

確かに電気工事については、落札率が61.75%と、予定価格に対してですね。かなり落としてきていただいておりますけれども、この業者さんにつきましても、先ほど申しましたように、粗雑工事ですね、そういったことがないようにというようなことで厳重に注意、またお願いもしておりますし、今後、現場のほうに出向いても、そういったことで業者のほうの指導はやっていきたいと、このように考えております。

以上です。

**○10番（山口光章君）**

私が一番思うのは、以前より地元業者優先的な考え方を持ってほしいというような形で、いろんな業者がおられまして、町外からの業者も入っておられます。そういった中で、落札率が61.75%というようなことになった場合、物すごく落としてあるというような考え方があるわけですよ。そういった場合に、太良の業者を例えば下請に使った場合、ちっとも利益に通じらんとじゃなかろうかというような不安もあるわけですよ。ぎりぎり、落とすしこ落として、そして、下の業者に回すときに、いや、それやったら私はもうでけんばいというような価格で、太良の業者の潤いというのがちょっと欠けてくるんじゃないかと、そのようにも思いますが、そこら辺はどういった考え方ですか。

**○建設課長（永渕孝幸君）**

お答えいたします。

今回、電気工事につきましては、武雄、鹿島で、地元でしているわけですね。そして、その落札率ですけども、あとは業者がですね、低く抑えてもらうのがこちらとしてもいいわけでございますので、しかし、先ほど議員が言われるように、地元業者にそれが下請で来たとき厳しいと、これは確かに事実だと思います。しかし、それを地元業者に対して、今度は厳しいからといって、その辺の落札率を云々というふうなことは、私たちのほうからは言えないというようなことで考えておりますし、今後は幾ら落札率が低くても、立派な工事をしてもらうといった指導をこちらのほうではやっていきたいと。

それから、先ほどの本体工事の分でございますけれども、これにつきましても、極力地元業者を使ってほしいといったようなことで地元業者の紹介もいたしております。そういったことで、できるだけ、厳しいでしょうけれども、地元業者を使っていただくようなことはお願いをしているところでございます。

以上です。

**○8番（久保繁幸君）**

既存のプールを壊される予定なんですけど、プールの施設は今後はどうなされるのか、また、水泳時のほうも年間何時間という必須授業というふうに思いますが、その辺はどのように持っていかれるのか。教育長、お願いします。

**○教育長（陣内碩泰君）**

お答えをいたします。

プールについては、再三にわたって御説明をしてきたところでありますけれども、現在は使用しておりませんが、代替として白浜海水浴場で直接水泳を実施しているという状況でございますけれども、学習指導要領におきましては、水泳ができないような状況においては、その代替としてほかの種目によって、これを代替することができるというふうに定められておりますので、そのように実施をしている状況でございます。

今後、プールについてはどのようにするのかというお尋ねなんでありますけれども、今のところは、いついつぐらいに、どこそこにプールをつくりますということは、ちょっとここで回答はできない状況でございます。できるだけ、海の近くの学校でもございますので、水泳については支障がないようにやっていきたいというふうに思っておりますが、とりあえずは現状で現在進めております白浜海水浴場での水泳授業ということでさせていただこうかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

**○8番（久保繁幸君）**

前町長のときのお話では、海側の空き地のあたりというふうな構想を持っておられたと思うんですが、今そういう構想は、そんなら、ないわけなんですかね。

**○教育長（陣内碩泰君）**

町長のほうからお答えしたほうがよかったのかもわかりませんが、大変壮大な前町長さんの計画を持っておられまして、大浦中学校のすぐ海岸のところを埋め立てて、海岸道路あたりをつくって、そこにできる敷地にプールをつくって、そこに海水を引き入れて、海水のプールにしたらどうかという壮大な計画をお持ちでありましたけれども、いろいろな国とか県とか、そういうところと折衝をしていただきました結果、なかなか難しい状況であるというようなことで、前町長さんも、その件については、さたやみになっていたという状況でございまして、ちょっと今の状況ではその海岸に埋め立てて、そこにプールを設定することはなかなか困難ではないかなというふうに思っております。

以上です。

**○町長（岩島正昭君）**

久保議員のプールの件について、お答えします。

議員各位御存じのとおり、実は大浦港のしゅんせつ土で大浦中学校の裏に約3町、しゅ

んせつ土を埋め立てるといふようなことで、当時の町長がそういう提案がございました。九州農政整備局とか、あるいは県の港湾課等々といろいろ議論をいたしたわけですが、けれども、大浦港の事業費で埋め立てた場合、そういうふうな学校等の施設ができるかということでいろいろ議論がございまして、それはできないよということで、大浦港の作業船の修理場とかなんとかのそういう名目であればよろしいと、プールじゃなくしてですね。そういうことでいろいろ議論をしようとしたわけですが、これが、皆さんたちも御存じのとおり、伊福の埋立地が公有地護岸等造成事業ということで、昨年度からその事業がもう廃止になったわけですよ、ああいう埋立地がですね。その埋立地の目的は、そういうふうな埋め立てを、その土地が市町村が用地が狭い場合は埋め立てをして、公共施設をつくってよろしいですよという事業でございましたけれども、その事業が、それがもう中止になりまして、実はまたいろいろ議論がございまして、大浦港のしゅんせつ土の海洋投棄が環境アセス上でできないとか、いろいろ国のほうから指摘があります。それを有明海内に海洋投棄した場合できないということであれば、有明海外、外海に海洋投棄した場合、比較設計をやってどっちが高くつくかということで比較をやった場合、そちらのほうの方が安くつくということであれば、何とか大浦港の大浦中学校の裏に埋め立てを計画できないかということで、今県ともいろいろ要望なり整備局等にもお願いをしている状況で、まだ結論としては出ておりません。国会議員のほうにもそういうふうな趣旨は国会議員の先生にもお願いしている状況でございます。

以上でございます。

#### ○7番（見陣泰幸君）

解体工事と附帯工事がありますが、解体工事の業者と工事費、附帯工事の業者と工事費で、附帯工事の内容を少し教えてもらえますか。

#### ○建設課長（永渕孝幸君）

お答えいたします。

まず、解体につきましては、町内の業者で入札をいたしております。それで、結果、株式会社岡組が14,122,500円で落札をいたしております。

それから、附帯工事は、今回発注は本体工事、それから電気、それから解体と3つに分割してやっておるわけでございます。それで、附帯関係の工事の内容と申しましては、まず、渡り廊下部分の工事とか、そういったものが入ってきておる。内容的には本体工事の中に全部入れてしまっておるわけですが、1階の駐車場部分ですね、そういった駐車場も入っておりますし、1階部分が鉄筋コンクリートづくりで、2階が鉄骨づくりとなっております。渡り廊下部分は木造と、そういったところですね、あとは床とか外部とか、そういったものを本体工事にももちろん入っておりますし、そういったことになっております。

以上です。内容的にちょっと私もわからんとですけど、質問の内容がですね。



○町長（岩島正昭君）

屋外附帯工事ということでございますけれども、大体、屋外というのは体育館と箱物との附帯ということで、さっき建設課長が申しましたとおりに、旧武道館と便所がございますけれども、あそこから補てんの場合は乗れるということで、通路ですね、箱物の外側の取りつけと、通路ということと、もう1つは駐車場、大きくしたら2点でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第51号 平成19年度太良町立大浦中学校屋内運動場増改築工事請負契約の締結について、本案に賛成の方起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

これで本臨時会に付議されました案件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成19年第3回太良町議会（臨時会第1回）を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時32分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

臨時議長 木 下 繁 義

署名議員 所 賀 廣

署名議員 山 口 嚴

署名議員 平古場 公 子